

新規採用の運転者等に対する特別な指導等

平成21年10月の法改正により、運転者を採用しトラックに乗務させる場合、必要な措置を講じてからトラックに乗務させる必要がありますので、下記事項を確認のうえ対象者には必要措置をとるようお願いします。

トラックへの乗務開始前3年間の事故歴・職種等の確認が必要に！

①事故・違反の有無（※自動車安全運転センターが交付する、「運転記録証明書（3年以上）」、「無事故・無違反証明書」（協会の助成有り）等により確認すること）

・乗務開始前3年間に於いて事故・違反歴はあるか。なければ②に進む。

①を確認の結果、事故惹起者に該当した場合は事故惹起者に対する特別な指導及び、特定診断Ⅰ又はⅡを実施し記録を保存する（事故惹起者に該当し特定診断Ⅰ又はⅡを受診させた場合は、初任診断又は65歳以上の運転者が受診する適齢診断をそれぞれ受診したものとみなすことができる）。

特別な指導及び、特定診断Ⅰ又はⅡの対象となる事故は以下のとおり

- ・死亡事故
- ・自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号（入院14日以上 of 傷害で、医師の治療期間が30日以上のものなど）の傷害事故
- ・同法同令第3号（14日以上 of 入院など）の傷害事故
- ・同法同令第4号（医師の治療11日以上 of 傷害など）の傷害事故

②初任診断受診の有無

・乗務開始前3年間で自動車事故対策機構等が行う『初任診断』を受診したことがあるか。

他運送事業者での経験があっても、乗務開始前3年間に初任診断を受診したことがない場合は、初任診断を受診させ、受診票を管理者、運転者双方で保存する。3年間に受診してれば取り寄せも可。なお、自動車事故対策機構、損保会社が行う『一般診断』を受診しないよう留意する。

③営業ナンバー乗務経験の有無

・乗務開始前3年間で他貨物自動車運送事業者（営業ナンバー）での選任（乗務）経験があるか。

未経験者及び3年以上のブランクがある運転者を雇入れた場合、事業者（管理者）は法律で定められている初任運転者に対する特別な指導項目について、指導を実施し、記録を3年間保存する。

④健康状態の確認（雇入れ時健康診断の実施）

・運転者雇入れ時に健康診断を受診させ健康状態を把握する。

※ ①、④については雇入れ時に、②、③についてはトラック乗務開始前に実施すること（やむを得ない事情がある場合には、乗務開始後1ヶ月以内に実施）

運転者台帳への記録、保存

上記の措置を実施した結果について、実施年月日の記載（記録簿、受診票の添付）を行い、事業者（管理者）は運転者情報の把握、今後の指導監督に活用する。

なお、③の確認を行った際に乗務前3年間で営業ナンバーでの選任（乗務）経験有りの場合は、台帳の履歴・運転経験の欄にその旨記載すること。

※ 運転者に対し指導、監督を実施した際の指導記録は営業所において3年間保存すること。

※ 自動車安全運転センター 宮城県事務所 電話 022-373-7171

所在地 仙台市泉区市名坂字高倉65番地 Fax 022-372-9322